

## 【Q： 時間外に実施する定期健康診断】

**Q 職員の定期健康診断を時間外に実施する場合、残業扱いとしなければならないでしょうか。**

A

労働安全衛生法第66条により、事業者健康診断の実施及びその費用の負担について義務が課せられています。

健康診断は、一般健康診断と特殊の有害業務に従事する職員に対する特殊健康診断に大別できますが、それぞれの受診に要した時間にかかる賃金の支払いについては、次のとおりです。

一般健康診断は、一般的な健康の確保を図ることを目的に事業者課せられているもので、業務遂行との関連において実施されるものではなく、事業者負担の義務はありません。労使間の協議によって定めるべきとされています。

しかし、労働者の健康確保は、事業の円滑な運営の必要不可欠な条件であることを考えると、受診に要した時間の賃金を事業者が支払うことが望ましいとされています。

特殊健康診断は、事業の遂行上当然実施しなければならない性格のもので、所定労働時間内に実施することが原則です。

このため、健康診断に要した時間は労働時間と解され、健康診断が時間外に実施された場合は、時間外労働の割増賃金を支払わなければなりません。